

○財務省告示第七十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十年六月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年七月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百六十五回）
二 発行の根拠 東日本大震災からの復興のため
の法律及びその 財源の確保に関する特別措置法
（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第四項及び特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項並びに財政法（昭和二十
二年法律第三十四号）第七条第
一項、財政融資資金法（昭和二十
六年法律第百号）第九条第一項
並びに特別会計に関する法律第
八十三条第一項、第九十四条第
二項、同条第四項、第九十五条
第一項、第三百三十七條第一項
及び第三百三十七條第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに発行（以下「国債市場特別参加者・第I非

五 募入決定の方法

各申込みのうち応募額の高いものからその応募額を順次割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

ロ 特別参加市場

六 イ 発行競争額

額面金額で一兆七千六十六億九千萬元、東日本大震災からの復興のために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十九条第四項の規定に基づき発行した金額で三百六十億五千二百円（平成二

